

事務連絡
令和2年4月3日

学校の設置者又は地方公共団体
学校給食費担当者 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
全国学校給食会連合会

学校臨時休業対策費補助金に係る需要数調査について

この度、「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第2弾―」（令和2年3月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）に基づき、「学校臨時休業対策費補助金」が令和元年度予備費で新たに創設され、文部科学省から全国学校給食会連合会が補助事業者として指定され補助事業を執行することとなり、また、本事業については令和2年度への繰越事業として令和2年3月31日付で承認されたところであります。

については、下記の事項にご留意の上、令和2年4月23日（木）までに下記連絡先に記載している各都道府県給食会等を通じて別添様式をご提出くださいますようお願いいたします。

また、これまで発出された事務連絡等を添付いたしますので本補助金の趣旨をご理解いただきご協力くださいますようお願いいたします。

記

1. 学校給食費返還等事業については、学校の設置者又は各学校において、契約等を行っている全ての給食食材関係事業者と連絡協議の上、違約金等の金額を確定しご提出ください。
その際、別添のQ&Aを参照し、契約事業者における仕入れ先等への支払い状況や原材料の処分状況等を勘案した上で、最終的に協議が整った違約金等について補助対象となります。
2. 4月以降の安定的な学校給食の継続のためにも、令和2年3月11日付及び令和2年3月18日付文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課より発出されている事務連絡の趣旨にのっとり、食材納入業者及び学校給食調理業者（パン、米飯、めん等の最終加工・納品業者を含む）など、地域の学校給食関係事業者へのご配慮をお願いいたします。
3. 今後のスケジュール（予定）

4月下旬	内定通知
5月中旬	交付申請書提出
5月下旬	交付決定

【添付資料】

- ・ 学校臨時休業対策費補助金交付要綱（令和2年3月13日付全国学校給食会連合会）
- ・ 臨時休業に伴う学校給食休止への対応について（令和2年3月10日付事務連絡）
- ・ 学校給食関係事業者に対する配慮について（令和2年3月11日付事務連絡）
- ・ 学校給食の調理業務等受託者に対する配慮について（令和2年3月18日付事務連絡）
- ・ 学校臨時休業対策費補助金に関する Q&A（令和2年4月3日時点）

< 本件連絡先 >

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
（全国学校給食会連合会内）

TEL：03-3401-7311

〇〇県学校給食会〇〇〇〇課

TEL：00-0000-0000（内線0000）

E-mail：*****@*****.jp